

○総務省令第八十四号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

総務大臣 高市 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(遠洋漁業船等の範囲)</p> <p>第八条の三 政令第三十九条の十に規定する総務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条第九号に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。</p> <p>(法第三百四十九条の三第四項の船舶)</p> <p>第十一条の二 法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。</p> <p>一 次に掲げる船舶(以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。)であつて、当該年度の初日の属する年の前年(以下この項において「前年」という。)中の外航就航日数の全就航日数に対する割合(以下この項において「外航就航率」という。)が二分の一を超えるもの</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の規定による許可に係る船舶(次項において「許可に係る船舶」という。)又は漁業の許可及び取締り等に関する省令第四十条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶(第四号及び次項において「運搬船」という。)であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの</p> <p>「ハ 略」</p> <p>「ニ・三 略」</p> <p>四 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げるもの</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第三十六条第一項の規定による許可を受けて行う漁業に従事すると認められるもの</p> <p>「ハ・ニ 略」</p> <p>2 法第三百四十九条の三第四項に規定する外航船舶に進ずるものとして総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに漁業の許可及び取締り等に関する省令第四十一条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>「2〜84 略」</p>	<p>(遠洋漁業船等の範囲)</p> <p>第八条の三 政令第三十九条の十に規定する総務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行う同条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。</p> <p>(法第三百四十九条の三第四項の船舶)</p> <p>第十一条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項若しくは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第三条第一項の規定による許可に係る船舶(次項において「許可に係る船舶」という。)又は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第三十二条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶(第四号及び次項において「運搬船」という。)であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの</p> <p>「ハ 同上」</p> <p>「ニ・三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第三条第一項の規定による許可を受けて行う漁業に従事すると認められるもの</p> <p>「ハ・ニ 同上」</p> <p>2 法第三百四十九条の三第四項に規定する外航船舶に進ずるものとして総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十三条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>「2〜84 同上」</p>

<p>85] 法附則第十五条第四十八項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の三各号に掲げるものうち同令第十一条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>86] 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>87] 政令附則第十一条第五十項に規定する固定資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる固定資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた固定資産とする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>一 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第一号に掲げる施設等の用に供する土地</p> <p>二 前号に掲げる土地の上に設置される都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる施設等の用に供する償却資産</p> <p>三 都市再生特別措置法施行規則第十一条の二第四号に掲げる施設等の用に供する家屋（改修（増築、改築又は模様替をいう。）が行われたもので、かつ、一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）</p>	<p>[同上]</p>
<p>89] 88] [略]</p>	<p>8d] 85] [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、第八条の三及び第十一条の二の改正規定は、令和二年十二月一日から施行する。